

指定障害福祉サービス事業所等
設置法人代表者 様

松山市福祉推進部 指導監査課長

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出等の適切な実施について

平素から、本市の障がい福祉施策の推進に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、前年度の実績等により基本報酬の算定区分が決定される場合や加算等の算定可否に変更が生じる場合は、「介護給付費等（または障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出書」（以下、「体制届」という。）の提出が必要となります。

また、人員配置や利用定員の変更など、事業所体制の見直し等により、新たに加算を算定する場合、または、指定基準等において配置が必要とされている従業者が確保できない等により報酬が減算となる場合も、体制届の提出が必要です。

つきましては、令和7年4月から体制等の変更を予定されている事業所等は、指導監査課に対して体制届を提出していただくなど、手続きに遺漏のないようお願いいたします。

記

1. 届出対象サービス

- (1) 前年度の実績により基本報酬区分が決定されるサービスのうち、下表に記載しているサービスについては、報酬区分の変更がなくても必ず体制届を提出してください。

サービス名	対象事業所	提出書類(※1)
就労移行支援	全事業所	別表1、別添、確認資料
就労継続支援A型		別表2、別添(全体表・実績)、 参考表 兼 前年度工賃実績報告用様式(※3)
就労継続支援B型		別表3、別添(※2)、 参考表 兼 前年度工賃実績報告用様式
就労定着支援		別表4、別添、確認資料
地域移行支援	サービス費(I)または (II)を算定する事業所	別表5、確認書類

※1 体制届出書(様式第5号)、体制等状況一覧表に添付する書類

※2 サービス費(III)または(IV)を算定する場合

※3 体制届に添付する本様式は、「就労継続支援A型(雇用有)の算定除外」の対象者がいる場合も必ず記載のうえ提出すること。(別途通知予定の「前年度工賃実績報告」として提出する場合は、前述の算定除外対象者の記載は不要。)

- (2) 令和7年4月より、基本報酬の区分変更又は加算等の異動(加算の新規算定・算定中の加算の区分変更や終了)がある場合は、全サービスが対象です。現在算定している報酬・加算等についても、指定基準等で定める必要人員や加算の算定要件となる人員が配置されているか必ず自己点検を行い、変更がある場合は届出を行ってください。

2. 届出提出期限

(1) 算定される単位数が増える(報酬が増額となる)場合

令和7年4月サービス提供分から算定する場合は、**令和7年3月14日(金)【必着】**

※毎月15日以前に届出された場合は翌月から、16日以降に届出された場合は翌々月から算定開始。

(2) 前年度末日までの実績により基本報酬や加算の区分が決まる場合

令和7年4月サービス提供分から算定する場合は、**令和7年4月15日(火)【必着】**

※就労系サービスの基本報酬等、前年度末日までの実績によって報酬区分が決まるものは、上記期限までに届出された場合は令和7年4月サービス提供分から算定可能。

(3) 加算等が算定されなくなる(報酬が減額となる)場合

速やかに

※届出時期にかかわらず、事実が発生した日から算定不可

3. 届出先(指定権者)

松山市役所指導監査課 障がい事業者指定・指導担当
〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

4. 届出方法

郵送もしくは窓口にて提出 (※窓口混雑緩和のため原則郵送にて提出してください)

5. 届出様式

松山市役所ホームページに掲載しています。

【掲載場所】

トップページ>くらしの情報>福祉>障がい福祉>指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ>新規、変更、廃止、休止、更新等の申請及び届出>加算等に関する届出等

6. 加算等に関する問い合わせ

加算の算定要件その他届出書類等についての問い合わせは、下記のWebフォームよりお願いいたします。

【Webフォーム】 <https://logofom.jp/f/lfxYU>

いただいたご質問の回答については、おおむね、質問を受けた日の週内又は一週間以内に電話で行います。お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

7. 留意事項

(1) **適正な報酬等の請求について**

前年度の実績(平均利用者数、対象利用者の有無・割合等)により報酬算定区分が変わる基本報酬及び加算の一例を、下記に記載しますので特に御確認ください。

《前年度実績等に基づき算定区分が決まる主な報酬・加算》 ※計画(障害児)相談支援は、各市町に提出。

●：区分変更の有無にかかわらず令和7年4月以降の報酬を算定する場合は必ず届出が必要

○：区分等に変更がある場合は届出が必要

サービス 種類 対象 報酬・加算 (一例)	同行(居宅・重度訪問)	訪問系 (居宅・重度訪問)	療養介護	生活介護	機能訓練	生活訓練 (宿泊型除く)	就労移行	就労A	就労B	宿泊型自立訓練	G H	施設入所支援	就労定着支援	地域移行支援	計画(障害児)相談	児童発達支援	放課後等デイ	福祉型児入所
基本報酬							●	●	●				●	● (※1)		○		
特定事業所加算	○														○			
人員配置体制加算			○	○							○							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算				○	○	○	○	○	○	○	○	○						
重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)				○							○	○						
就労移行支援体制加算				○	○	○		○	○									
移行準備支援体制加算							○											
夜勤職員配置体制加算												○						
賃金向上達成指導員配置加算								○										
目標工賃達成指導員配置加算									○									
目標工賃達成加算									○									
重度者支援体制加算								○	○									
通勤者生活支援加算										○	○ (※2)							
夜間支援等体制加算										○	○ (※2)							
地域移行支援体制強化加算										○								
就労定着実績体制加算													○					
常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)				○														
看護職員加配加算																○ (※3)	○ (※3)	
看護職員配置加算(Ⅱ)																		○

※1 サービス費(Ⅰ・Ⅱ)を算定する場合 ※2 日中サービス支援型を除く ※3 重心の場合

(2) 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援に係る自己評価結果等公表の報告について

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援においては、自己評価結果等について、年1回以上の公表及び指定権者への報告が必要です。

公表及び報告を行っていない事業所は、自己評価結果等未公表減算の対象となりますので、速やかに御対応をお願いします。

- ・令和5年3月末までに指定を受けた事業所：令和7年2月28日(金)
- ・令和5年4月1日以降に指定を受けた事業所：指定年月日又は前回の自己評価結果等公表の報告日から1年以内

(3) 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援に係る支援プログラムの公表について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、総合的な支援の推進と提供する支援の見える化を図るため、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」

「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）を作成し、公表することが義務付けられました（令和6年度中は経過措置期間）。

令和7年4月1日以降、支援プログラムの公表及び指定権者への報告を行っていない事業所は、支援プログラム未公表減算の対象となりますので、速やかに御対応をお願いします。

- ・令和7年3月末までに指定を受けた事業所：令和7年3月24日（月）
- ・令和7年4月1日以降に指定を受ける事業所：原則新規指定時に指定申請書類と併せて提出

※令和7年4月以降、届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで減算となるため留意してください。

※支援プログラムの公表及び報告等の詳細については、令和7年2月7日送付の「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表について（6松（指監）第556号）」をご確認ください。

(4) 共同生活援助・施設入所支援における地域連携推進会議の開催等について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組みが令和7年度から義務付けられました（令和6年度中は努力義務）。

共同生活援助事業所及び障害者支援施設におかれては、適切な御対応をお願いします。

①利用者及びその家族、地域住民の代表者、サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、会議において運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

②おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること。

③上記①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表すること。

※第三者評価を①～③の措置に代えることができる。

（参考）松山市ホームページ 地域連携推進会議について

[トップページ](#)>[くらしの情報](#)>[福祉](#)>[障がい福祉](#)>[指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ](#)>[お知らせ](#)>[地域連携推進会議について](#)

(5) 業務継続計画の策定について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、感染症及び非常災害の発生時に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定が義務付けられました。

令和7年4月1日以降は、全てのサービスにおいて、業務継続計画を策定し必要な措置を講じていない場合に業務継続計画未策定減算の対象となりますので、速やかに御対応をお願いします。

松山市役所福祉推進部指導監査課
障がい事業者指定・指導担当
TEL 089-948-6079 FAX 089-934-1763